ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第四章　機関

第一節　理事会及び理事

（補欠の理事の選任）

第九条　法第三十条第三項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による補欠の理事の選任については、この条の定めるところによる。

2　法第三十条第三項の規定により補欠の理事を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一　当該候補者が補欠の理事である旨

二　当該候補者を一人又は二人以上の特定の理事の補欠の理事として選任するときは、その旨及び当該特定の理事の氏名

三　同一の理事（二人以上の理事の補欠として選任した場合にあつては、当該二人以上の理事）につき二人以上の補欠の理事を選任するときは、当該補欠の理事相互間の優先順位

四　補欠の理事について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

五　補欠の理事の選任に係る決議が効力を有する期間

（職務の適正な執行ができない者）

第十条　法第三十一条第一項第二号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（子法人）

第十一条　法第三十一条第四項第二号（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一　当該学校法人（法第百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。次号において同じ。）又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人

二　意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人

イ　当該学校法人の役員、評議員又は職員

ロ　当該学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者

ハ　当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該構成員に選任された者

ニ　当該構成員に就任した日前五年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者

［章名を加える。］

［節名を加える。］

［条を加える。］

（役員の職務の適正な執行ができない者）

第三条の二　法第三十八条第八項第二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

［条を加える。］